

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講すべき事項

2. 各独立行政法人について講すべき措置

内閣府

| 法人名 | 整理合理化計画の内容 | 措置状況 | 達成度 | 達成時期 |
|----------------|--|---|-----|----------|
| 北方領土問題 対策協会 | 事務及び事業の見直し 【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】 ○法人資金について、平成20年度当初から貸付を停止する。 | 平成20年4月から法人資金の貸付停止を実施。 | ◎ | 平成20年4月 |
| | ○住宅新築資金について、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。 | 住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で当該方針に従い、措置する予定。 | ○ | 平成25年3月 |
| | 運営の効率化及び自律化 | | | |
| | 【保有資産の見直し】 ○平成19年度内に東京本部、平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を行う。 | 平成19年12月に東京本部、平成20年10月に札幌事務所の移転を実施。 | ◎ | 平成20年10月 |

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 隨意契約の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | |
|----|--|------------------------------------|---------------------------------------|---|
| | | 達成度 | 達成時期 | その他特記事項 |
| ① | 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。 | ◎ | 平成20年3月13日付で契約事務取扱細則を改正、平成20年4月1日から実施 | 平成20年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 504,407,138円(77.0%)、競争性のない随意契約 150,453,840円(23.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 47件(73.4%)、競争性のない随意契約 17件(26.6%) 平成21年度第一四半期(4~6月)実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 1,075,808,064円(87.3%)、競争性のない随意契約 155,806,158円(12.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 23件(59.0%)、競争性のない随意契約 16件(41.0%) |
| ② | 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、 | ◎ | 平成20年度以降 | 平成20年度より随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等への移行を着実に実施している。 http://www.archives.go.jp/chotatsu/pdf/zuikeiyaku_2007.pdf |
| ③ | 競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。 | | | 各省庁の取組を踏まえて、総務省が記載。 |
| ④ | 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。 | ◎ | 平成20年4月1日 | 一般競争入札を行う場合はもちろん、企画競争、公募を行う際にも、競争性、透明性が確保されるような仕様書を作成。 |
| ⑤ | 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ該正にチェックする。 | 監事及び会計監査人による監査 評価委員会による事後評価 | ◎ 平成20年度以降 | 平成20年度から随意契約見直し計画に対する取組を実施しているところ。 なお平成20年度監事監査の項目として随意契約見直し計画の進捗状況についての監査を実施。 政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。) |
| ⑥ | 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 | | ◎ 平成20年7月4日 平成21年7月24日 | http://www.archives.go.jp/chotatsu/pdf/followup_2008.pdf http://www.archives.go.jp/chotatsu/pdf/followup_2009.pdf |
| | 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。 | | ◎ 平成20年7月4日 平成21年〇月〇日 | 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。 「平成20年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。 |

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2)保有資産の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | |
|----|---|-----------------------------|--------------------------------------|---|
| | | 達成度 | 達成時期 | その他特記事項 |
| ① | 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。 このため、所要の条件整備を行う。 | | 該当なし 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」に回答のこと。 | |
| ② | 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。 | | 該当なし 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」に回答のこと。 | |
| ③ | 各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。 | | | 該当する金融資産は保有していない |
| | また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。 | | | 該当なし |
| ④ | 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。 | 監事による監査 評価委員会による事後評価 | | 該当なし 政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。) |

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | |
|----|---|---------|------|-------------------------------|
| | | 達成度 | 達成時期 | その他特記事項 |
| | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 | | | 官民競争入札等監理員会事務局にて整理。(各省庁は回答不要) |

III. 独立行政法人の見直しに關し講すべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | | その他特記事項 |
|--------|---|--------------------|--------|--------------------------|--|
| | | 達成度 | 達成時期 | | |
| ① ア | 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。 | | | | 総務省にて取りまとめ、公表。(各省庁は回答不要) 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。 「平成20年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。 |
| イ | 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。 | 主務大臣による要請 法人の対応 | ◎ ◎ | 平成20年5月23日 | 一般職の国家公務員に準じ、給与規定を改正している。 (平成20年度における対国家公務員指數は、106.0となっているが、これは、職員の9割が東京都区部に在勤しているためであり、地域勘査した対国家公務員指數は94.8である。) |
| ウ | 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。 | 主務大臣による要請 法人の対応 | ◎ ◎ | 平成20年5月23日 | 一般職の国家公務員に準じ、給与規定を改正している。 (平成20年度における対国家公務員指數は、106.0となっているが、これは、職員の9割が東京都区部に在勤しているためであり、地域勘査した対国家公務員指數は94.8である。) |
| エ | 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。 | 主務大臣による要請 法人の対応 | — ◎ | | 平成20年度館長報酬月額 994,000円 |
| オ | 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。 | | ◎ | 平成20年6月30日 平成21年6月30日 | |
| ② | 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。 | | ◎ | | 特定独立行政法人として、国に準じた給与規程等を設けている。 職員については、勤務成績等に応じた昇給の実施、勤勉手当の支給を行っている。(職員給与規程) また、役員の期末特別手当についても、職務実績に応じたものとしている。(役員報酬規程) |

III. 独立行政法人の見直しに關し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | |
|----|---|--------------|------|---|
| | | 達成度 | 達成時期 | その他特記事項 |
| ③ | 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。 | 監事による監査 | ◎ | 従来より、監事による監査を受けているところ。 |
| | | 評価委員会による事後評価 | | 政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。) |

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに關し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に關する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | |
|----|---|---------|------|--|
| | | 達成度 | 実施時期 | その他特記事項 |
| ア | 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当ないと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。 | ◎ | | 従来より実施しているところ |
| イ | 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 | | | 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) |
| ウ | 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。 | | | 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) |
| エ | 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。 | — | | 該当せず |
| オ | 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに關し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。 | ◎ | | 従来より閲覧者や特別展来館者に対するアンケート及びホームページへのご意見コーナーを実施、また、国民の利便性を考慮し、ホームページのご意見欄をリニューアル、平成20年6月に公開。なお意見を受け、展示会目録の改善、閲覧環境の改善、案内板設置等を実施 |
| | 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、 | | | 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) |

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | |
|----|---|----------|----------------------------|---------|
| | | 達成度 | 実施時期 | その他特記事項 |
| 力 | 監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。 | 監事 | 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) | |
| | | 評価委員会の委員 | 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) | |

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

- (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備
- (2) 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | |
|----|---|---------------------------------|---------|--|
| | | 達成度 | 実施時期 | その他特記事項 |
| ア | 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員の1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。 | | | 国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) |
| イ | また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。 | | | 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) |
| ウ | 独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。 | | | 独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要) |
| エ | 各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。 | — | | 関連法人がないため該当せず |
| | 総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。 | ◎ | 平成20年3月 | 各法人のウェブサイト上の情報公開ページへのリンク集をe-govに掲載。 |
| オ | 各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。 | | | 関連法人がないため該当せず |
| カ | 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。 | 監事及び会計監査人による監査 評価委員会における事後評価 | — | 関連法人がないため該当せず 政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。) |

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

- (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備
- (3) 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

| 項目 | 整理合理化計画 | フォローアップ | | |
|----|---|---------|------------|---|
| | | 達成度 | 実施時期 | その他特記事項 |
| ア | 各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。 | ◎ | | 従来より、課・係ごとの予算の執行状況や業務の進捗状況について常時把握しており、これにより、事業の優先度により再配分を行うなど館全体の効率的運営に努めている |
| イ | 各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。 | ◎ | | 従来より、国立公文書館とアジア歴史資料センターの決算額を区分した財務資料を公表 |
| ウ | 総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。 | ◎ | 平成20年1月29日 | 事業報告書に最低限記載すべき事項を定め、平成19年度決済に係る事業報告書から適用されるよう事務連絡により要請。 |

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。